

指定緊急避難場所（さいごの逃げ込み施設）として必要になる資機材及び業務継続計画

1 指定緊急避難場所（さいごの逃げ込み施設）として必要となる資機材

（仮称）古河市新公会堂に整備するエントランスホール備品庫に、以下の資機材を保管すること。

備蓄品目（事業者が手配・保管）
マンホールトイレ用テント等備品一式3セット以上

2 業務継続計画

災害発生時（停電発生時、断水時、停電・断水同時発生時）、水害時において、以下の業務が継続できるように整備すること。なお、一時的な避難場所としての使用期間は、発生後 24 時間を想定する。

対象諸室	求められる機能・計画等
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時において、施設利用者や周辺住民が逃げ込めるスペースとすること。
2階以上のエントランスホール、 ホワイエ、 スタジオ（大中小）	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時において、施設利用者や周辺住民が一時的に滞在できるスペースとすること。 照明設備の 50%及び換気設備が使用できること。 空調設備が使用可能な部屋を計画すること。 非常用コンセントを設置し、避難者等のモバイル機器への給電が可能な計画とすること。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> マンホールトイレを計画すること。